

令和6年度 美濃地区教科等指導員規定

美濃地区教育推進協議会

1 名称

「美濃地区教科等指導員」という。

2 趣旨

地域や保護者から信頼される学校教育を実現するため、「教科等指導員制」を導入し、学習指導の専門性を身に付けた実力ある教師を育てる。

3 任期

1年とする。但し、再任は妨げない。

4 構成及び選任

- (1)美濃地区において、各教科、特別の教科 道徳、外国語活動等が指導できる適任者をもって構成する。
- (2)教科等指導員は、美濃教育事務所および各市教育委員会が連携して選定した候補者について、所属校の校長の承諾を得た上で、美濃地区教育推進協議会役員会にて決定し、委嘱する。

5 任務

教科等指導員は、美濃地区の各学校及び美濃教育事務所の要請に基づき、教職員に対して教材教具の開発や授業づくりについて助言したり、研究会等の助言者として参加したりして指導にあたる。

また、指導力を身に付けるため、自己研鑽に励む。

6 研修

- (1)教科等指導員は、美濃教育事務所及び、関市・美濃市・郡上市の指導主事等から指導を受ける。
- (2)教科等指導員の会は、必要に応じて招集し、教育に関する今日的な課題等について研究協議する。

7 庶務

- (1)教科等指導員の庶務は、美濃教育事務所の担当者が行う。
- (2)教科等指導員にかかる旅費は、美濃地区教育推進協議会から支給する。

8 その他

この規定に定めるもののほか、教科等指導員にかかる必要事項は、美濃地区教育推進協議会において定める。

美濃地区教科等指導員制度の運用にあたって

1 教科等指導員の決定・委嘱について

- (1) 各教科、特別の教科 道徳、外国語活動等において指導力のある教員から、美濃教育事務所と各市教育委員会とが連携して候補者を選定する。
 - ・各教科と領域等は、国語、社会、算数・数学、理科、生活、外国語活動・外国語、音楽、図工・美術、体育、家庭・技術、特別の教科 道徳、及び美濃地区の実態から推進の必要な領域等とする。
- (2) 指導員の候補者選定にあたっては、即戦力となる者とともに、育てる視点からも検討し、次の条件を満たす人物的にも優れた者を推薦する。
 - ・研究熱心で、教科・領域等の専門性を身に付け、指導力を備えた者
- (3) 指導員は、原則として各教科や領域等で一人ずつとするが、各学校からの訪問要請が多いと予想される教科等については、年度ごとに必要な人数を選定する。
- (4) 選定された候補者について、美濃地区教育推進協議会役員会で決定し、協議会長名で委嘱する。

2 教科等指導員の研修について

- (1) 教科等指導員研修会において、各教科や領域等の指導の在り方や助言の在り方について、研修をする。
- (2) 年間を通じ、美濃教育事務所及び各市教育委員会の指導主事等から指導を受ける。
 - ・指導員の所属校等への各種訪問等の機会を活用して、研修を実施する（授業研究や教材研究等）。
 - ・美濃教育事務所や市教育委員会の研修事業等において、指導主事等の指導のもとで助言者等を務めることにより、指導力を高める。

3 教科等指導員の運用について

- (1) 派遣の手順
 - ・指導員の派遣を要請したい校長は、指導員の所属校の校長と連絡を取り、内諾を得る。
 - ・派遣申請書（別紙様式）を市教育委員会を通じて美濃教育事務所へデータで提出する。
 - ・美濃教育事務所より当該校長へ派遣申請書を送付する。
 - ・各学校から派遣申請を出せるのは、各教科や領域等について各1回とする。
- (2) 派遣に当たって
 - ・要請があった指導員の所属長は、学校運営上支障がない範囲に置いて派遣を認めるが、年間4回程度までとする。
 - ・要請がない教科や領域等に登録されている指導員は、派遣されないこともある。
- (3) 旅費について
 - ・旅費は、美濃地区教育推進協議会の予算内で、別に定める旅費一覧に基づき支給する。